



# 北九州市消費者教育推進計画

(最終案)

令和7年3月

北九州市



# 目次

## 第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の推進体制	2

## 第2章 消費者を取り巻く現状

1 社会情勢の変化	3
(1) デジタル化の進展	
(2) 消費者の多様化	
(3) 消費者関連法の改正等	
(4) 環境に配慮した商品や仕組み	
2 北九州市立消費生活センターにおける消費生活相談の状況	16
(1) 相談件数の推移	
(2) 商品・役務別相談件数	
(3) 若年者、高齢者、障害のある人等の消費生活相談の状況	
3 消費者教育に関する市民の意識等（調査結果を抜粋）	23
(1) 消費者教育に関する市民意識調査	
(2) 行政評価の取組結果の推移	
(3) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校、特別支援学校等における消費者教育に関する調査	
(4) 大学等における消費者教育に関する調査	

## 第3章 取り組むべき課題

1 若年者への重点的な啓発等の実施	38
2 高齢者や障害のある人への重点的な啓発等の実施と見守りを行う者への情報提供	38
3 デジタル化に対応した消費者教育の推進	39
4 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成	39

## 第4章 消費者教育推進のための取組

1 目標と成果指標(KPI)	40
2 目標を達成するための「基本方針」	41
3 「基本方針」に基づく主要な施策	42
(1) ライフステージでの体系的・継続的な消費者教育の推進	
① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等	

② 大学・専門学校等	
③ 地域社会	
④ 家庭	
⑤ 職域	
(2) 消費者の多様な特性に応じたアプローチ	49
① 若年者	
② 高齢者、障害のある人	
③ デジタル機器の利用状況等	
④ 誰でも消費者被害に遭う可能性	
(3) 消費者教育の担い手育成	53
(4) 消費者教育を行う多様な主体の連携、協働	55

(参 考)

消費者教育の体系イメージマップ	56
-----------------	----

<資料集>

消費者教育に関する市民の意識等（実態調査全体）	57
(1) 消費者教育に関する市民意識調査	
(2) 行政評価の取組結果の推移	
(3) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における 消費者教育に関する調査	
(4) 大学等における消費者教育に関する調査	
用語解説	110

## 第1章 計画の基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨

消費者を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、インターネット関連のトラブルや高齢者を狙った悪質商法など、消費者問題は多様化・深刻化しています。

誰もが安心して消費生活を営むことができる社会の実現のためには、「商品やサービスの購入・契約の際、表示や説明を十分に確認するなど自ら考え行動する消費者」の育成が重要であり、そのためには「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができる機会の提供」が必要です。

このため、北九州市では、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨にのっとり「北九州市消費者教育推進の手引き」を策定し、様々な消費者教育の担い手と連携・協働しながら、消費者教育の総合的かつ一体的な推進に取り組んできました。

今般、これまでの取組を踏まえつつ、デジタル化の一層の進展や成年年齢引下げ等、昨今の社会経済情勢の変化も勘案し、「消費者教育の推進に関する法律」第10条第2項に基づき、国の基本方針及び「福岡県消費者教育推進計画」を踏まえ「北九州市消費者教育推進計画」を策定するものです。

#### 消費者教育が育むべき力

消費者教育の範囲は広く、消費生活のあらゆる領域に関連することから、国の基本方針及び福岡県消費者教育推進計画では、その対象領域を

「(1) 消費者市民社会の構築」「(2) 商品等やサービスの安全」  
「(3) 生活の管理と契約」「(4) 情報とメディア」の4つに分類し、それぞれに消費者教育が育むべき力を定めています。

本市では、このことを踏まえ、関係機関がそれぞれ役割を担い、互いに連携しながら、効果的な消費者教育の推進を図ることで、自立した消費者の育成を目指します。

#### (1) 消費者市民社会の構築に関する領域

- ① 自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- ② 持続可能な社会の必要性に気付き、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力
- ③ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力

## **(2) 商品等やサービスの安全に関する領域**

- ① 商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力
- ② 商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力

## **(3) 生活の管理と契約に関する領域**

- ① 適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力
- ② 契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気付き、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力

## **(4) 情報とメディアに関する領域**

- ① 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上や消費者市民社会の構築に役立てることができる力
- ② デジタルサービスの仕組みやリスクを理解し、また、情報、メディアの内容を精査して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

## **2 計画の位置付け**

この計画は、消費者教育推進法第 10 条第 2 項に基づき、国の基本方針及び「福岡県消費者教育推進計画」を踏まえて策定する「市町村消費者教育推進計画」です。

## **3 計画期間**

計画期間は、令和 7 年度から令和 13 年度までの 7 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や国の制度改正などの消費者を取り巻く状況の変化に応じて、計画の修正を行います。

## **4 計画の推進体制**

この計画は、北九州市消費生活審議会（条例上の附属機関）において報告し、その意見等を踏まえて推進していきます。